別　紙

議事の経過

第一日　平成二十五年十月十八日　　開会　午前十時

○議長（野呂日出男君）
　みなさん、おはようございます。
ただ今の出席議員数は、十四名であります。
定足数に達しておりますので、ただ今から平成二十五年第三回藤崎町議会臨時会を開会いたします。
これから、本日の会議を開きます。
日程第一、会議録署名者の指名を行います。
会議規則第百二十二条の規定により会議録署名者は、
七番　藤林公正君
八番　吉村忠男君
九番　相馬勝治君を指名いたします。
日程第二、会期の決定を議題といたします。
本臨時会の会期及び会期日程については、議会運営委員会で審議いたしましたので、議会運営委員長から報告を求めます。
奈良岡文英議会運営委員長。
［議会運営委員長　奈良岡文英君　登壇］
○議会運営委員長（奈良岡文英君）
おはようございます。

ただ今から議会運営委員会で審議いたしました結果をご報告申し上げます。

去る十月十六日、午前十時から役場小会議室において、地方自治法第百九条第三項第一号の所管事務調査をするため議会運営委員会を開催し、平成二十五年第三回藤崎町議会臨時会の会期及び会期日程について各委員の意見を十分尊重のうえ、慎重に審議いたしましたところ、会期は本日一日とし、会期日程についてはお手元に配布しておりますとおり

開会・会議録署名者指名・会期の決定・諸般の報告・議会運営委員の選任・常任委員の選任・町長提案理由説明・議案審議・採決・閉会

以上のように議会運営委員会で決定いたしましたことを、ご報告申し上げます。

○議長（野呂日出男君）

お諮りいたします。

ただ今、議会運営委員長から報告がありましたとおり、会期は本日一日とし、お手元に配布してあります日程表のとおりにしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長の報告のとおり、会期は本日一日とし、お手元に配布してあります日程表のとおりに決定いたしました。

○議長（野呂日出男君）

日程第三、諸般の報告を行います。

議案等の受理事項については朗読を省略し、お手元に配布してあります印刷物によりご了承願います。

○議長（野呂日出男君）
日程第四、議会運営委員の選任を行います。
お諮りいたします。
議会運営委員の選任については、委員会条例第八条第四項の規定により、
奈良完治君
前田信一君
清水孝夫君
奈良岡文英君
藤林公正君
佐々木政美君
の以上六名を指名したいと思います。
これに、ご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
○議長（野呂日出男君）
異議なしと認めます。
よって、ただいま指名いたしました以上の方々を、議会運営委員に選任することに決定いたしました。
議会運営委員の方々は、次の休憩中に委員会を開き、正副委員長の互選を行い、その結果を本職に報告願います。
暫時休憩いたします。
議会運営委員会は、大会議室で開催願います。
休憩　午前十時０四分
―――
再開　午前十時十五分

○議長（野呂日出男君）
休憩前に引き続き会議を開きます。
議会運営委員会における正・副委員長の互選の結果についてご報告いたします。
委員長に奈良岡文英君、副委員長に清水孝夫君が互選されました。
○議長（野呂日出男君）
日程第五、常任委員の選任を行います。
お諮りいたします。
常任委員の選任については、委員会条例第八条第四項の規定により、
総務産業常任委員に
奈良完治君　清水孝夫君
鶴賀谷貴君　藤林公正君
工藤健一君　佐々木政美君
野呂日出男
の以上七名を、
民生教育常任委員に
前田信一君　奈良岡文英君
小野稔君　吉村忠男君
相馬勝治君　横山哲英君
浅利直志君
の以上七名を、それぞれ指名したいと思います。
これに、ご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
○議長（野呂日出男君）
異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました以上の方々を、それぞれの常任委員に選任することに決定いたしました。

各常任委員の方々は、次の休憩中にそれぞれの委員会を開き、正・副委員長の互選を行い、その結果を本職に報告願います。

暫時休憩いたします。

会議の開催は、大会議室において総務産業常任委員会、民生教育常任委員会の順に開催願います。

休　　憩　午前十時十四分

―――

再　　開　午前十時三十八分

○議長（野呂日出男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

各常任委員会における正・副委員長の互選の結果についてご報告いたします。

総務産業常任委員長に清水孝夫君、

同じく、副委員長に奈良完治君、

民生教育常任委員長に小野稔君、

同じく、副委員長に前田信一君、

が、それぞれ互選されました。

○議長（野呂日出男君）

日程第六、報告第十七号から報告第十八号まで、及び議案第六十四号から議案第七十一号までを一括上程し、町長から提案理由の説明を求めます。

町長平田博幸君。

［町長　平田博幸君　登壇］

○町長（平田博幸君）

みなさんおはようございます。

（提案理由の説明　別紙のとおり）

○議長（野呂日出男君）

日程第七、報告第十七号　専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件　平成二十五年度藤崎町一般会計補正予算　第五回　を議題とします。

これから質疑を行います。

浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

おはようございます。

今度の台風被害、全県的にも百億円を超える損害であり、調査が進むにしたがって被害が大きかったと、また、我々の地域、白子地区の樹園地などでも大きな被害があったと言うことで、職員の派遣なども含めて積極的に対応したという点については評価しているところであります。私がお聞きしたいのは、町長の提案理由にもあったんですけれども、樹園地のごみ処分のための経費と言うことで、四百二十万円程でしょうか、専決されているんですが具体的には、早い話が産業廃棄物として小野商事さんだとか産廃業者に処分したのか、あるいはまた、黒石の施設組合になんとかお願いしてやったのか、具体的に、りんごもそうですが流木、そういうのがどういうふうに処分した事による予算なんでしょうか。

○議長（野呂日出男君）

町長平田博幸君。

○町長（平田博幸君）

詳細の数字につきましては、担当課長より後ほど報告させます。

いわゆる上流地区で一晩に二百ミリ超えるような雨量があってですね、我々の町は浅瀬石川、平川、そして岩木川の三線が合流する地点でございます。そうとう大

きな大木あるいは、トタン、がれき、様々ごっちゃに流れて、次の日の十八日から職員の二十五名の体制で二週間ほど続きました。二十八日は消防団が自発的に声を掛け合って六十四名が現地に入ってごみ集めもしてくれました。様々なものが混在しているものですから、産廃にお願いするということで、それは、後ほど農政課長より答弁させますけれども、ただ、流木した木については、いち早く、黒石の環境事務組合に申し上げしまして、後ほど木材についてはお世話になるということで、管理者である黒石市長が快く受けてくれたところでございます。詳細については、農政課長から答弁させます。

○議長（野呂日出男君）

農政課長。

○農政課長（三上正裕君）

私のほうからお答えいたします。災害時応急対策業務委託料の四百二十七万と言うことですが、これにつきましては、九月の十八日から十月の十一日まで町の建設協会にお願いしまして、がれきの処理のほうにあたる業者の方を出していただいて、この期間九月の十八日から十一日間あたったと言うことでございます。これにつきましては、園地の中に入りましたがれき、それに増水によりまして倒木したものもあります。そういうものの処理を農家の方が今後の作業に支障をきたさないようにと、出来るだけ早くと言うことで撤去したものです。一部大きなものについてはまだ現地に山積みとなっています。順次今もやっている状態でございます。その中で黒石の方の施設組合さんのほうに、三十五トンですか、最終処分場のほうに行っております。同じく黒石の方の焼却については二十キロと。それから、当初、弘前の一番早い時期なんですが不燃ごみの処理ということで、四百十キロは弘前のセンターのほうに行っております。これも同時に九月十八日から十月十一日の間に搬出をお願いしたということで、ございます。それから産廃のほうは別です。以上で

す。
○議長（野呂日出男君）
ほかに質疑はありませんか。
浅利直志君。
○十三番（浅利直志君）
黒石の施設組合でも引き受けてくれたと。
それで、補正予算にも予算が計上されているんですが、かいつまんだ話、どれ位残っているのか、私も通って見たりもしたんですけれども、どれ位産廃処理と言いますか、流木等々、落下りんご等々、どれ位残っているのか、今後の処理方針の基本について伺いたいと思っています。もう一点、災害用ポンプ購入費、たしか三台だか買ったということですね、専決もされたと思っているんですが、現在いったい水害用と言いますか、そういうポンプが何台あってどういう状態なのかと、今回、何台買う必要が生じたのかという実状についてお知らせ願いたい。
○議長（野呂日出男君）
農政課長。
○農政課長（三上正裕君）
私のほうから、今現在ごみの方がどれ位残っているかと、今後のスケジュールということで、お話したいと思います。まず一つは、小野商事さんにお願いしている産廃以外の部分、りんごの木、それから、それと流木、それらについては、今現在、一カ所、二カ所に山積みにしてございまして、それにつきましては、来週から搬出する予定ですが、約八十トンほど残っています。十トンダンプで十台分ということで、一日で処理出来るだろうということで、業者さんともお話を聞いております。それから、もう一つの産廃のほうです、今小野商事さんにお願いしてやっていますが、当初の計画では、業者さんに見てもらったら六日間で処理出来るだろうという

予定でございました。ところが、業者さんがきてやっていただいたんですが、なかなか目に見えてこないということで、処理量が、最初の方は仕分けしていたんですが、ごみが多いということで、仕分けが出来ないという状態で山盛りになったものですから、非常に分別に手間がかかっていると言うことで、時間もかかってました。今も現在入ってるんですけれども、明日までになればあとどの位残って、どれ位かかるだろうという予想はつくだろうというお話でした。それを待って今後の計画を立てていくということになろうかと思います。申し訳ないですが、がれき、産廃の方については量的にも今のところはいくらあるのか予想が付かないと言うところです。以上です。

○議長（野呂日出男君）

総務課長。

○総務課長（五十嵐晋君）

私の方からポンプの購入の件についてお答えいたしたいと思います。ポンプの台数につきましては、購入前の段階で役場の方に一台ほどございました。今回、水中ポンプが一台、エンジンポンプが三台を専決予算の中で購入をお願いしたものでございます。これにつきましては、まだ台風シーズンということで今後いつ来るかわからないということで、早めに対応したいと言うことで専決でお願いしたものでございます。以上でございます。

○議長（野呂日出男君）

ほかに質疑を諮る。

（「なし」の声あり）

○議長（野呂日出男君）

これで質疑を終結いたします。

これから、討論を行います。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これから、報告第十七号を採決します。

本報告は、これを承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、報告第十七号は承認することに決定いたしました。

○議長（野呂日出男君）

日程第八、報告第十八号　専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件　平成二十五年度藤崎町農業集落排水事業会計補正予算（第二回）を議題といたします。

○議長（野呂日出男君）

これから、質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（野呂日出男君）

質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これから、報告第十八号を採決します。

本報告は、これを承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、報告第十八号は承認することに決定いたしました。

○議長（野呂日出男君）

日程第九、議案第六十四号　工事の請負契約の一部変更の件　を議題といたします。

○議長（野呂日出男君）

これから、質疑を行います。

浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

議案の第六十四号ですけれども、二百十三万円程工事の金額が上がってるんですけれども、この理由ですね、私の説明を受けたところによるとですね、防雪柵の基礎タイプ及び延長の変更が主なるものですというような説明を受けているんですが、良くわからないという事でもありますんで、どういう変更なのかもっと詳しく説明があってしかるべきかなと、思っていますのでその理由を。

○議長（野呂日出男君）

建設課長。

○建設課長（対馬猛清君）

お答えいたします。

この、防雪タイプの基礎の変更といいますのは、通常であればただ防雪柵を折りたたんでその下に夏場は収納する訳ですが、進入路とか農道とかの出入り口部分につきましては、そこの部分を通行出来るようにするために、夏場になればそこの場所から撤去いたしまして、別な部分に収納するということになるわけです。その部分につきまして、特別な装置が必要になりますので、その分につきまして今回変更で対応すると言うことになった訳でございます。その工事費が全部で六十五カ所ほど必要になったと言うことで、それが一番大きな変更理由でございます。延長につきましては、三工区全てトータルで見ますと、八メートルほど減少にはなっておりますが、それにつきましては水木側の起点部分の農道から入ったほうにハウスがあ

りまして、そこの部分が冬期間も使うハウスということで、八メートル設置出来ないということで全体でその部分につきましては、減額になっておりますが、先ほど申し上げました基礎の変更によります工事費の増というものが大きかったので全体的に二百十万円程増額になってございます。

以上です。

○議長（野呂日出男君）

浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

延長の問題は、ハウスがあるのでと、冬場でも使うと、延長の変更というか減というのは、理解出来るんです。ところで、防雪柵の基礎タイプ、つまり可動式と言いますか、本線とそして農道といいますか支線といいますか、交差するところなんですよね。これは、当初から可動式と言いますか、可動式で設計して当たり前のことなんでないんですか。冬は農道のところから開いていれば、四メートルでも開いていれば、そこが吹きさらしになって吹きだまりになってだめだから、当初から可動式でやるべきものでなかったんでないですか。そのへん、何か発注が甘かったのか、そのへんどういう認識なんですか。

○議長（野呂日出男君）

建設課長。

○建設課長（対馬猛清君）

お答えいたします。

その部分につきましては、当初から移動できるタイプでは設計してございましたが、それであっても現地でちょ張りといいまして、板で囲っていますが、それを田んぼを作っている人に確認してもらったら、ここはもう一つずらしてくださいとか、そういうことがありましたので、その時点ではもう発注していましたので変更

の対象と言うことでならざるをえなかったということでございます。
以上です。
○議長（野呂日出男君）
ほかに、質疑はありませんか。
浅利直志君。
○十三番（浅利直志君）
幹線と言いますか中部農道といいますか、福舘に行く道路の、いずれにしても幹線と支線と言いますか交差するところ、基本的には全て隙間なくハウスの一部を除いて、橋梁部分の問題はおいておきますが、隙間なく吹きだまりなくするという事なんですね。
○議長（野呂日出男君）
建設課長。
○建設課長（対馬猛清君）
おっしゃるとおり、原則、なるべく隙間が起きないように計画しております。道路部分の交差につきましては、すべて防雪柵を設置する予定でございます。ハウスの部分、福舘の処理場の部分は設置されないということでございます。
○議長（野呂日出男君）
ほかに、質疑はありませんか。
浅利直志君。
○十三番（浅利直志君）
予算化された段階からそのことが気になっていたものですから。それで、先ほどの説明によりますと、幹線と農道の交差する部分、可動式の防雪柵を作り、それを春になって移動する場合、移動する場所も新たに決めた、あるいは、変更しなければならない箇所もあったんだと、いうような言い方をなさったんですけれども、そ

の移動するもの、移動する防雪柵ですね、交差する所の防雪柵、どういうふうにして管理するのを基本としてやっていくんですか。

○議長（野呂日出男君）

建設課長。

○建設課長（対馬猛清君）

お答えします。

移動する部分のすぐ脇の部分に収納する。柱と板をすぐ脇の部分に収納するように管理していくという事でございます。

○議長（野呂日出男君）

これで質疑を終結いたします。

これから、討論を行います。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これから、議案第六十四号を採決します。

議案第六十四号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第六十四号は原案のとおり可決されました。

○議長（野呂日出男君）

日程第十、議案第六十五号　工事の請負契約の一部変更の件　を議題といたします。

○議長（野呂日出男君）

これから、質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（野呂日出男君）
質疑なしと認めます。
これから、討論を行います。
（「なし」の声あり）
討論なしと認めます。
これから、議案第六十五号を採決します。
議案第六十五号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
異議なしと認めます。
よって、議案第六十五号は原案のとおり可決されました。
○議長（野呂日出男君）
日程第十一、議案第六十六号　工事の請負契約の一部変更の件　を議題といたします。
○議長（野呂日出男君）
これから、質疑を行います。
（「なし」の声あり）
○議長（野呂日出男君）
質疑なしと認めます。
これから、討論を行います。
（「なし」の声あり）
討論なしと認めます。
これから、議案第六十六号を採決します。
議案第六十六号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第六十六号は原案のとおり可決されました。

○議長（野呂日出男君）

日程第十二、議案第六十七号　工事の請負契約の一部変更の件　を議題といたします。

○議長（野呂日出男君）

これから、質疑を行います。

浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

提案理由と、町長の提案理由もほぼ同じで、何がどのように替わるのかと言うのが、説明されていないのでありますけれども、この二百七十八万円程ですね、マルノ、タナックスの共同企業体に変更契約するという必要性は何が原因でこうなったのかということと、校舎のどこの箇所がそれに該当したということなのか、はっきりさせていただきたい。

○議長（野呂日出男君）

学務課長。

○学務課長（工藤峰靖君）

お答えいたします。

今回、国の建築基準法施行令の改正に伴いまして、特定天井及び特定天井の構造耐力上、安全な構造方法を定める件が告示されまして、つり天井の工法に関する新たな基準が平成二十六年四月一日から施行されることにともない、今回の変更となったものでございます。校舎については、特定天井というのが高さが六メートル、水平投影面積が二百平方メートルを超えるものが該当するものであって、今回校舎の昇降口から入った多目的ホールの部分が、高さが六．八、面積が二百三十五平方

メートルとなったことから、今回の変更となったものでございます。以上です。

○議長（野呂日出男君）

ほかに、質疑はありませんか。

浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

そうしますと、昇降口から入って通常の玄関といいますか、天井が吹き抜けになってるんですよね。吹き抜け状態になってホールになっていると理解したんですが。そこにも天井があるんですね。特定天井という言い方をしているんですけれども、鉄骨に天井を貼っているというか、そういう場合でも特定天井になるんですか。その辺はどういう認識なんでしょうか。

○議長（野呂日出男君）

学務課長。

○学務課長（工藤峰靖君）

お答えいたします。

特定天井の国交省で定める場合は、一つ、居室、廊下その他の人が日常立ち入る場所に設けられるもの、もう一つは、高さが六メートルを超え先ほど言いました面積が二〇〇平方メートルを超えるもの、そして、一平方メートル当たり平均質量が二キログラムを超えるもののいずれにも該当する天井を特定天井と、言うことでございまして昇降口を入りますと吹き抜けになっておりまして、その部分が今回の該当になったと言うことでございます。以上です。

○議長（野呂日出男君）

これで質疑を終結いたします。

これから、討論を行います。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。
これから、議案第六十七号を採決します。
議案第六十七号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
異議なしと認めます。
よって、議案第六十七号は原案のとおり可決されました。
○議長（野呂日出男君）
日程第十三、議案第六十八号　工事の請負契約の一部変更の件　を議題といたします。
○議長（野呂日出男君）
これから、質疑を行います。
浅利直志君。
○十三番（浅利直志君）
工期は来年の三月二十日ということなんですけれども、西村組さんが落札したと。（違いますという声）まだ、そこまでいってないですか。申し訳ないです。
質問を取り消します。体育館の事なんですけれども。質問を変更いたします。
質問を取り消します。
○議長（野呂日出男君）
質疑なしと認めます。
これから、討論を行います。
（「なし」の声あり）
討論なしと認めます。
これから、議案第六十八号を採決します。
議案第六十八号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第六十八号は原案のとおり可決されました。

○議長（野呂日出男君）

日程第十四、議案第六十九号　工事の請負契約の件　を議題といたします。

○議長（野呂日出男君）

これから、質疑を行います。

浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

西村組さんが落札したという、八者の指名でしたね。それで、工期については三月二十日までと明示されておるんですけれども、工事はいつ頃から取りかかる予定に成っているのかと言うことと、それから温泉施設も三月二十日まで係る工程なのかどうか、その二点についてお聞きいたします。

○議長（野呂日出男君）

福祉課長。

○福祉課長（齋藤美津昭君）

お答えを申し上げます。

工事の開始につきましては、まだ業者の方とは詳細な打合せは持っておらないんですが、社会福祉協議会と業者と簡単な打合せは我々しておりまして十一月の一日からは使わないでほしいという、そういうお話がありました。具体的な工事の開始となればそれ以降ということになります。それから、温泉に関しても同じように十一月の一日から休業と言うことになります。そして、開始につきましてもこの老人福祉センターの改修工事に関しての一番のメインは、やはり温泉が一番のメインでありまして、この十一月一日からの休業はすべて温泉の休業ということと同じとい

うことになります。以上です。
○議長（野呂日出男君）
ほかに、質疑はありませんか。
吉村忠男君。
○八番（吉村忠男君）
私たちも町民から福祉センター大改修するという話し聞くんですが、どこ、どういう内容で、どうやるのか良く聞かれるんですが、だいたいの中を改修する内容、明細的にお知らせすることは出来ないんですか。われわれも、聞かれれば天井直すんだが、湯も天井低いので天井上げるんだか。サウナ付ける話もあるけれどもそれはどうなっているんだとか。そういう内容聞かれるんですが、答弁にこまるので、ザックバランな所でもいいんで、こういうところを直すんだとか、そういう内容を教えてもらえないものですか。
○議長（野呂日出男君）
福祉課長。
○福祉課長（齋藤美津昭君）
お答えを申し上げます。
基本的には今の間取りとかには変更ございません。いわゆる、現状の間取りのままで、現状の建物をですね、クロスの張り替え、天井の張り替え、それから外ですね、外の外壁、屋根、そういうのが一応修繕すると。それから、今申し上げましたが、先ほども申し上げましたが一番のメインになるのは温泉施設でありまして、今、議員の質問にもあるとおり、サウナも一応付けると言うことになっております。それから、施設内につきましては、暖房は床暖房、夏に関しては冷房も全部完備する予定であります。下足に関しても今現在すべて下足を脱いで中に入ってるんですが社会福祉協議会の方の事務局の方の出入りに関しては下足は脱がないでそのまま

進入して、そのまま用事を足せるような構造等を考えております。それからトイレにかんしても、全て取り替え、それから、今現在老人福祉センターの方には障害者用の多目的トイレが無いですがそれについても、一つ障害者用のトイレも付ける。概要としては大きな工事の内容です。以上です。

○議長（野呂日出男君）

吉村忠男君。

○八番（吉村忠男君）

ちょっと耳に挟んだんですけれども、玄関の前当たり融雪設備もやるような話も聞いたんですけれども、これは排湯を利用した融雪の設備なのか、電気を使ったものなのか、その辺ちょっとお答え下さい。

○議長（野呂日出男君）

福祉課長。

○福祉課長（齋藤美津昭君）

お答えを申し上げます。

すいません。説明に不備がありまして。温泉側の方の入口の駐車場には温泉熱を利用した駐車場の融雪工事もこの中に含まれています。以上です。

○議長（野呂日出男君）

相馬勝治君。

○九番（相馬勝治君）

民教の方でも聞いておるんですが、今の温泉を止めると言うことで、今まで温泉の排湯なんかは川に流して融雪に使っていると言うことなんですが、もしこの工事が始まって入浴が出来ない場合、温泉の元と言いますか、そういうのは全部止めてしまうのか、それともまた時間で汲み上げながら外に流すのかその辺はどういう考えでいるんでしょうか。

○議長（野呂日出男君）
福祉課長。
○福祉課長（齋藤美津昭君）
お答えを申し上げます。
今初めてそのことをお聞きして、はっきり申し上げてそのことに関しては全然考えておりませんでした。今、温泉周辺の方がその温泉でですね融雪をして側溝に投げたお湯を利用して融雪を利用していると言うことであればですね、それについては、業者の方とこれから話し合いをして出来るだけその温泉のお湯を活用出来るように要望したいと思います。以上です。
○議長（野呂日出男君）
ほかに質疑はありませんか。
（「なし」の声あり）
これで質疑を終結いたします。
これから、討論を行います。
（「なし」の声あり）
討論なしと認めます。
これから、議案第六十九号を採決します。
議案第六十九号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
異議なしと認めます。
よって、議案第六十九号は原案のとおり可決されました。
○議長（野呂日出男君）
日程第十五、議案第七十号　工事の請負契約の件　を議題といたします。
○議長（野呂日出男君）

これから、質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（野呂日出男君）

質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これから、議案第七十号を採決します。

議案第七十号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第七十号は原案のとおり可決されました。

○議長（野呂日出男君）

日程第十六、議案第七十一号　平成二十五年度藤崎町一般会計補正予算（第六回）案を議題といたします。

○議長（野呂日出男君）

これから、質疑を行います。

浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

八ページです。ライフコート平川水害補修工事費、補修工事費の九十万円位は設計委託料だと言うことなんですけれども、この水害補修工事の主なる内訳を明らかにしていただきたいと思います

○議長（野呂日出男君）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（小杉利彦君）

お答え申し上げます。

ライフコート平川水害補修工事の概要でございますが、陸上競技場のトラック部分の土の補充、敷き均し、それから走り幅跳びピットの助走路の土の補充、砂場の整備、投てき場の土の補充、敷き均し等が陸上競技場については主な内容となります。それから、野球場でございますが内野部分の土の補充、敷き均し、バックネットの設置、外野のフェンスネットの設置、これらが主なものでございます。それから、橋の上流側にございます多目的スポーツ広場、主にソフトボール等を行っている部分でございますが、ソフトボールのバックネットの支柱の設置、その広場の部分の暴球フェンスのネットの補修、ネットの設置、が計画しているものでございます。それから、テニスコートにつきましては、コート内の陥没箇所の補修、スポーツ広場と同じく暴球フェンスネットの設置等でございます。その他の工事では、ライフコートの各競技場の脇に土手の法面下の方になりますが、通路がございますがそこの通路に砂利をいれまして整備をする。それから、陸上競技場、野球場の脇にすぼりの側溝がございますがそこの部分に水害前の通路に敷かれてあった採石等が全部流された形で入り込んでしまいましたので、それらの撤去等の作業を計画しているものでございます。以上です。

○議長（野呂日出男君）

浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

予想以上の雨量、特にそことは直接関係無いけれども水辺の広場のあの辺、平川の水が多かったのかなというふうに私自身は思っておるんですが、平川は三本の河川が流入する自体なわけでありますんで、私は災害で起きてしまったものは復旧しなければならないと言うのは当たり前だと思うんですけれども、ただ、現在、この

ライフコートの管理も指定管理者に管理を委託しているんですよね。そうですよね。そうすれば、災害のときにですね、今回のような場合も含めて、いわゆる減災といいまのすか災害を最小限に防ぐために、やる責任があるのは体育協会なんですか。どういうふうな取り決めになっていらっしゃるんですか現在。

お聞きいたします。

○議長（野呂日出男君）

町長平田博幸君。

○町長（平田博幸君）

まずもって、最高責任者である私の指示がですね、万全で無かったのを多少反省しているところです。そのことについては、議員各位始め町民にもお詫びしたいと思っております。十六日対策本部を設置したのは夜でございました。六時三十分でございました。私はその午前中に富柳地区の浪岡川、あるいは十川、あるいは平川、白子地区の岩木川、何回も自分の目で午前中に足を運んで視察もしました。ただ、私が役場に来たのは十二時ちょっと過ぎでございす。その時に二十二分団ある消防が非常に現地に出向いて土嚢積みとか、まずは床上浸水を防ぐために作業をしていました。十二時三十分頃に全職員を招集かけるように指示をしました。その時にいち早くライフコートの備品等を引き上げろと、生涯学習課長に指示したならば多少の物品は流されずに済んだと思っております。ただ、委託したものの体育協会の職員は今現状で三名でございます。ですから、体育協会の職員と生涯学習課と総出であそこの消耗品とか備品を土手の上にあげたならば流されないで済んだでしょう。ただ、三時三十分頃から急激に川の水位が高まってですね、瞬く間に人が入ることが出来なかったと言うことが現状でございます。そのことについては素直にお詫び申し上げたいと思っております。以上であります。体協の方も一生懸命頑張りましたけれども今後こんな事が無いように体育協会と生涯学習課とつめさせるように

指示もまたしているところでございます。

○議長（野呂日出男君）

浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

以前にもライフコートについてはですね、水害に遭っている訳ですよね。何年前ですかね。その時は指定管理の状態でない訳ですから、職員五人も十人も、十人はおおげさかもしれませんけれども、五人も六人も七人も係って最小限、人力で引き上げにいい部分は引き上げる、あるいはまた重機をあらかじめ頼んでおいたのを、重機でやれる分はやるとか、そういう対応をしていた訳でありますんで、これが指定管理になったからと言うことで、指定管理を受けた法人の責任だというふうなことには今回の場合は成り得ないのかなというふうに思っておるんです。問題は町長の指揮件がどうのこうのということもありますけれども、災害時はどうするのかというのをですね、きちんと名文状も明らかにしてやって行かないと、町長不在で大島だかどこだかで、大災害が起きているところもありますんで、きちんといわゆる災害時はどういう対応するんだということをですね、条文上というか、委託契約上も明記することをやらないと如何ことではないかなと思っておるんですが、町長及び総務課長の認識をお伺いします。

○議長（野呂日出男君）

町長平田博幸君。

○町長（平田博幸君）

ご指摘受けたのはもっともなお話でございまして、今回のケースに限らず、例えば消防団の災害時の指揮系統その辺もひっくるめてですね今ご指摘あった体育協会との町との災害時にどうするかと、その辺は至急詰めてですね、すりあわせして

いざこのような災害時にも最小限の被害にとどめるような努力に入りますので、ご理解いただきたいと思っております。以上であります。

○議長（野呂日出男君）

横山哲英君。

○十二番（横山哲英君）

補正予算には全く関係ありませんけれども、議長の許しがあれば農政課におたずねしたい部分が一点ありまして、（議長　はいどうぞ）稲わらの問題です。すいませんね。課長、まねば休憩かけてもよろしいです。今、わら焼き防止で防災無線でも結構やっております。今回当町の稲わら収集やっておりません。私に三人くらいから電話ありました。わら焼いてもいいんだなと。焼けばまいねと。わら収集する、稲わらやってねばと。やっいるところは民間でただ持って行く。大規模改修、基盤整備した、いいところだけ持って行くけども。前の基盤整備した小さい規模の田んぼは持っていかないと。焼かざるをえないというお話がありました。いまだに稲わらのシャッターは閉まったままです。けっこう家の近くの田んぼは焼いていました。どうなってるんですか。今補正とは関係ありませんけれども、休憩でもいいです。明確な答弁、お願い致します。

○議長（野呂日出男君）

暫時休憩いたします。

休　　憩　午前十一時三十七分

―――

再　　開　午前十一時四十二分

○議長（野呂日出男君）

休憩を取り消し会議を開きます。

○議長（野呂日出男君）

前田信一君。

○二番（前田信一君）

先ほど浅利議員の方からも質問あったんですけれども、樹園地のごみの処分についてですけれども、不燃物以外のものが八十トンその他不燃物がだいぶあるんですけれども、やはり匂いとか、ねずみとか作業している人にも衛生上も良くないと言うことで、早めに、いつ頃になるのかなと、完全撤廃ささるのは、何とかそこら辺、おしえていただきたいと思います。

○議長（野呂日出男君）

農政課長。

○農政課長（三上正裕君）

先ほどのなかでですね、りんごの伐採した木、それとですね倒木ですか、それらについては先ほど言いました八十トンということで、大型ダンプで対応出来れば一日で終われるだろうということです。今、前田議員が心配されているところは広場にある産廃だと思うんですが、それについても当初は毎週土曜日でなければできないよと、業者さんが、そういうことでございました。それでは、やっぱりだめだと。なんとかしてくれ、と言うことで町長からもお話されまして、私の方でもお願いした訳なんです。お願いしたらなんとかしようと言うことで、その後、ちょっと具体的に言いますけれども五日から入っています。小野商事さんの産廃の方。そして現在十一日、十二日、十四日、本来でありば五日、十二日の予定をですね、お願いしたら何とかやろう、と言うことで十一日、十二日、十四日、それから十六日、十七日、十八日、そして明日までは連続で来ていただくということになりました。今日、明日で、後どれだけの量が残るのか、後何日かかるのか、というのを回答してもらうことになっています。それを受けて今後の対応をしていきたいと、言うふうに思っております。業者さんもダンプ、それから重機それと作業員、全員来てあたって

いるんで。ほかの現場も持ってると言うことで、なかなか全部来るのは非常に難しい話もしておりました。そういうことも含めて
、もし町の業者さんにお願いして対応出来る分については対応していくと。出来るだけ早くあそこから撤収するように心がけて行きます。昨日からごみが飛んでいくとか、苦情も来ていますので、シートでとりあえず覆うということの対応はしてございます。以上でございます。

○議長（野呂日出男君）

前田信一君。

○二番（前田信一君）

明日でだいたいわかると言うことでしたけれども、二十六号台風の時も地域の人達が集めたものを、また流されればどすべかとか、二十七号もまた見えてるようですので何とか災害ですので予算的なものは辛抱しないで、かける所はかけて、町長、よろしくお願いいたします。続きまして、今回、りんご農家、樹園地の方々は大変な被害を受けて来年度に向けて、再生産が出来るような状態でないような状態になっています。なんとか、これについて国が激甚災害とか、県、町、町に対してはどういう今までの説明でありますと、近隣町村と合わせたような対応をしていくということでありましたけれども、それについて農薬の助成、苗木の助成、それから減免措置、藤崎町ではどういうことを考えて、被災者にどういうふうな形で対応していくのかお聞きしますので、よろしくお願い致します。

○議長（野呂日出男君）

町長平田博幸君。

○町長（平田博幸君）

前田議員もりんご農家なので、白子地区で被害受けられたりんごの苦しみ、悲しみ、全て承知の上で今のお話になったと思っております。約五十七町歩被害うけま

したけれども、そのうち、そこにしかなくて百パーセントいった農家もあります。ですから、十六日に被害受けて、私は十八、十九のあたりに近隣市町村の首長に私の方から電話掛けさせていただきました。軒並みどん底の農家救うために早いうちに救済策を出そうということで、足並みを揃えたいと言う意味もあってですね、私は弘前、板柳、鶴田、その首長のみなさんに、私の方から電話させていただきました。やっとの思い出十一月の十日の日に弘前の農林部のりんご課長が中心になって近隣の十市町村、藤崎が中間地点と言うことで藤崎の役場でその救済策の意見調整の会議が開催されました。その中で農家のみなさんをいち早く救済するためには、まず第一には、私も前田議員もりんご農家ですのでわかるとおり農薬助成、これは一回目から十回目までかけて設備投資したものが収穫間際で百パーセントいった　ということ、その農薬助成を今考えてございます。そして、小堤防から九百六十メートル、七十メートルはずっと白子の入り口から飯田の口まで倒木、津波のような水の圧で水害受けて倒木されました。その苗木助成も考えてございます。それから当面の間の経営資金です。百パーセント生活資金も無くなっている状況でありますので、その利子補給を、ＪＡ津軽みらいでは一．二パーセント、ＪＡ津軽では一．五パーセントという利息を提示しましたけれども、その利子補給等をまず考えてございます。近隣市町村は農薬助成は二分の一というような出し方もしている町村もあるし、あるいはわが町なんかは百パーセントいっている所にはもうちょっとかさ上げして検討しろという指示もだしています。そのことについては、九日から十一日まで被災受けられた農家のみなさんから相談を受けていますので、今月いっぱいでおおかた意見集約してですね、その救済策を講じて行きたいと思っております。出来るだけ農家のみなさんの次の作に意欲をもってるような救済策を議員各位の　理解の基、講じて行きたいとそう思っています。以上であります。

○議長（野呂日出男君）
ほかに質疑はありませんか。
浅利直志君。
○十三番（浅利直志君）
今の前田議員の質問に町長答弁しておりますので、出来るだけ救済策をですね早めに提示して、不十分な所があるやもしれませんけれども、それでも方向性、生産意欲がもてるようにですね是非やってほしいと思っております。私が聞きたいのは、聞きたい事の前にですね指摘だけさせていただきます。町長の提案理由の説明で久井名舘、福島、中野目地区では道路の決壊により一時通行不能になりと、いうふうになってるんですけれども、私も久井名の人に聞いたんですけれども、どこ決壊したんだけ、おらほうだきゃねじぁというような話なんで、これ正確にはですね久井名舘の入口の、地番は水木ですので、こう大げさに書かれると私も二人も三人にも聞いて、難儀したこともありますんで正確に発表と表現をしていただきたいことを要望しておきます。次に聞きたいのは先ほどの白子地区のですね、樹園地のですね被害が五十七町歩くらい、大変な予想以上の被害があったと、予想していなかったというりんご農家の方もいらっしゃるんですけれども、ここだけの樹園地の人がですね何人、被害の実態ですね、何人くらいいて、六十何戸のうちの何人位がいて、百パーセント被害の人が何人位いてですね、そして五十パーセント程度ここに、半分半分だと、土手の外の部分と中の部分とか、そういう被害の農家戸数で見ればどういう被害の実態になっているのか、私も青森の方の近くに住んでいますのでよくわからない所もありますんで、ぜひお知らせ願いたいと議員全員の共通の認識にして取り組んで行かないとならないと思っておりますので、そこの被害面積が個々の農家にとってどの位の割合があるのかということをお聞きしたいと思います。
○議長（野呂日出男君）

農政課長。

○農政課長（三上正裕君）

お答えいたします。地域の対象者が百十九名ございます。それは浸水も入っております。その中で冠水の被害を受けた方です。まずは三十パーセントから五十パーセントの間ということになりますね、三十パーセント以上と、それが十五件ございます。それから五十パーセントから七十パーセントの間と言うことでそれが十八件ございます。七十から八十の間、ちょっと細かいんですが四十三件ございます。八十以上と言うことなんですが、これはほぼ百パーセントと考えていいと思うんですがそれが十四件と、ただこれは延べでございまして、一人の園地でも高低差があるとか、同じ地域に二カ所あるとか、被害の率が違うとか、そういう方もありますのでだぶってる方もおります。延べと言うことで考えていただければと思います。以上でございます。

○議長（野呂日出男君）

浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

私が概略でもわかっていたならというのは、被害農地がここの白子の農家の中で半分以上もしめているじゃというのはどれ位あるんですかということですんで、今後の宿題にさせていただきます。それで、角度を変えて、いわゆる国保税などの減免にも取り組むということがチラシにも折り込まれているし、また町でもやるんだと。言っておるんですけれどもこれはたしか収入の三割以上、結果的には三割以上少なくなった場合に該当するというふうに理解しておったんですけれども、現在国保税の減免だとかの申請はどれ位やられているんですかと言うことをお聞きいたします。

○議長（野呂日出男君）

税務課長。

○税務課長（横山精逸君）

昨日までの受付件数でございますけれども、個人住民税については十七件、国保税については三十八件、固定資産税については七件、合計で六十二件。これはだぶっている人もありますので実人数では四十八人の方が申請しております。以上でございます。

○議長（野呂日出男君）

ほかに質疑はありませんか。

小野稔君。

○六番（小野稔君）

私もそこを聞こうと思ってたんですけれども今の減免、町としてはこの方々に対してどういう減免措置をとろうとしているのかそれをお聞きいたします。町長でも担当者でもいいです。

○議長（野呂日出男君）

税務課長。

○税務課長（横山精逸君）

今回は特別災害ということで、特別災害の指定をしていただきました。それで、減免する税目ですけれども、先ほど言った個人住民税、国保税、固定資産税の三つの税が税務課では減免対象となっております。以上でございます。

○議長（野呂日出男君）

ほかに質疑はありませんか。

鶴賀谷貴君。

○四番（鶴賀谷貴君）

先ほど以来の白子地区の被害状況という形で、町長もご存じだと思いますし議員

各位のみなさんもご存じだと思いますけれども、白子地区の中流部と言うところは非常に水害等が発生している洪水の多発地域でございまして、これまでにも年に数回の冠水被害を受けている農家のみなさんが沢山いらっしゃいます。そういった中で今回は想定外の規模拡大になりましたものですから町民の方々に対して被害にあわれた町民の方に心から御見舞を申し上げます。そこで町長に提案がございます。先ほど以来担当課長のお話を聞いておりまして、だいたい今月の末くらいになれば被害状況及び災害等の状況もだんだんわかって来るのではないかと思っております。そこで、こういった大規模な災害に対して議会としても、行政側としてもこの白子地区の今の水害、台風十六号に対しての被害のためにですね、全協を開いていただくように私の方からお願いを申し上げて、その場で正式に細かい説明なり、いろんな質疑応答をさせていただきたいと思っておりますので、そのことを要請いたします。

○議長（野呂日出男君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終結いたします。

これから、討論を行います。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これから、議案第七十一号を採決します。

議案第七十一号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第七十一号は原案のとおり可決されました。

○議長（野呂日出男君）

これをもって、本臨時会の会議に付議された事件の審議はすべて終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

よって、平成二十五年第三回藤崎町議会臨時会を閉会いたします。

ごくろうさまでした。

散会　午前十二時００分

地方自治法第百二十三条第二項の規定により、ここに署名する。

議長　野呂　日出男

署名議員　藤林　公正

署名議員　　吉　村　忠　男

署名議員　　相　馬　勝　治